

# 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書

## <概要版>

### はじめに

本市では、第四次男女平等推進計画の目指すべき将来像「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を掲げています。この度、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築することを目指し、武蔵野市男女平等推進審議会において、「パートナーシップ制度導入に関することについて」諮問を受け、検討を進めてまいりました。審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書」としてまとめましたので、報告します。

## 1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定

これまでの取り組みを踏まえ、パートナーシップ制度の導入について検討を進めてまいりました。審議のなかで、パートナーシップ制度の導入が必要であるとの結論を得たことから、制度の目的などについて方針案を示しています。

### 1-1 制度の目的

パートナーシップ届等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らし続けられることを目的とする。

### 1-2 根拠規定を 何に置くか

制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

## 2 制度のあり方

### 2-1 制度の種類

パートナーシップの届出※<sup>1</sup>があったときは、パートナーシップ届受理証を交付する。加えて、公正証書等の提出を受けた場合においては、公正証書等受理証を交付する。

※<sup>1</sup>パートナーシップの関係にある2人が、お互いを人生のパートナーとして、互いに協力し、扶助し合うことを届出をいう。

### 2-2 制度の対象者

性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。

### 2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項

- ◇市及び事業者は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。
- ◇市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。
- ◇カミングアウト※<sup>2</sup>を強制し、又は禁止してはならない。
- ◇アウティング※<sup>3</sup>を禁止する。

※<sup>2</sup>自らの性的指向や性自認等を本人が公表することをいう。

※<sup>3</sup>本人の意思に反して性的指向や性自認等を暴露する行動のことをいう。

## 3 届出要件

### 3-1 居住地

2人が市内に住所を有する、又は転入の予定(3か月以内)であること。

### 3-2 その他の要件

- ◇年齢が成人(満20歳以上)に達していること。(民法改正により、令和4(2022)年4月1日以降は「満18歳以上」となる。)
- ◇現に婚姻しておらず、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- ◇近親者でないこと。

## 4 証明書等の交付に関すること

### 4-1 提出書類

パートナーシップ届
パートナーシップ届出にあたっての要件確認書
本人確認ができる書類
住所が確認できる書類
公正証書等写し(希望者のみ)

### 4-2 通称使用の可否

- ◇戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
- ◇通称名を使用する場合には、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

### 4-3 手数料

- ◇届出に伴う手続き及び受理証(A4判)の交付は無料とする。
- ◇携帯用の受理証の交付を希望する場合や、パートナーシップ届受理証の交付に加え、公正証書等受理証を交付する場合は、発行手数料を徴収する。

#### 4-4 名称・発行形式

- ◇名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度(仮称)」を候補とする。
- ◇受理証はA4と携帯できるサイズを発行する。

#### 4-5 パートナーシップ 届の届出の 場所・方法

男女平等推進センターに2人で届出ることを基本とする。

#### 4-6 紛失・届出事項 変更時の届出

- ◇紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の届出を求める。
- ◇届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届等、関係提出書類の届出を求める。

## 5 有効性に関すること

#### 5-1 パートナーシッ プ届等の保存 期間

30年保存とする。

#### 5-2 パートナー解消 時の取扱い

パートナー解消時に届出る仕組みとする。なお、1人で届出ることも可能とし、原則として、届出の事実のあったことを双方に通知する。

#### 5-3 転出時の取扱い

転出時に届出る仕組みとする。なお、1人で届出ることも可能とし、原則として、届出の事実のあったことを双方に通知する。

#### 5-4 パートナー死亡 時の取扱い

死亡時に届出る仕組みとする。

#### 5-5 取消の取扱い

虚偽その他不正な方法により、受理証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。

## 6 他の自治体との相互利用について

近隣の状況を踏まえて検討する。



## 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

回数	開催日	内容
第1回	令和2年6月5日(金)	・パートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等
第2回	令和2年7月9日(木)	・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第3回	令和2年8月6日(木)	・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について
第4回	令和2年9月4日(金)	・パートナーシップ制度導入検討論点整理について
第5回	令和2年10月5日(月)	・中間のまとめ(たたき台)について
第6回	令和2年11月6日(金)	・中間のまとめ(案)について
第7回	令和2年12月10日(木)	・中間のまとめについて
第8回	令和3年1月7日(木)	・行政報告、市民説明会での意見等について
第9回	令和3年2月8日(月)	・パブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果の反映について
第10回	令和3年3月11日(木)	・報告書最終案について
	令和3年3月29日(月)	・武蔵野市長へ答申

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 <概要版>  
令和3(2021)年3月

発行 武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター  
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7市民会館1階  
電話 0422-37-3410